

令和8年度 佐久市特定健診受診率向上支援業務 公募型プロポーザル実施要領 仕様書

1 業務名

令和8年度 佐久市特定健診受診率向上支援業務

2 目的

佐久市（以下「甲」という）では、国民健康保険被保険者の健康の保持・増進及び医療費の適正化のため特定健康診査を実施している。本業務は、特定健康診査の受診率向上を図るために、データ分析（受診候補者の各種属性情報をもとに受診対象判定向けスコアリング分析）を行い未受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案することを目的とする。

3 業務体制

受託者（以下「乙」という）は、本業務を円滑かつ確実に実施するため、業務全体を統括する責任者及び担当者を配置するとともに、必要な知識・経験を有する担当者を適切に配置し、十分な業務体制を整えること。また、市との連絡調整を適切に行い、業務の進捗管理および課題への対応ができる体制を構築すること。

4 関係データの提供

- (1) 甲は委託業務に使用するため、健診結果データ等（別紙1-1「甲が乙に提供するデータ等」）を乙に提供する。
- (2) データの提供に当たっては、原則として、甲から乙へ LGWAN を通じて提供するものとする。
- (3) (2) の運用ができない場合は、乙が指定する追跡可能な配送サービス（レターパックプラス、書留、特定記録郵便、ゆうパック等）又はセキュリティの担保されたファイル共有サービスの利用により甲乙間でデータの授受を行う。
- (4) (2) (3) とともに運用ができない場合は、甲乙協議の上、個別に提供方法を定める。

5 委託する業務の内容

(1) データ分析業務

乙は前項により甲が提供するデータ等について、乙が独自に開発した人工知能を用いて、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

1 データ分析を可能にするためのデータ加工業務

甲から提供される各データファイルを統合し、可能な限り欠損している値に関してはそれを埋める等、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

2 受診勧奨すべき対象者の特定業務

データ分析により、健診対象者毎の健診受診の予測値（受診確率）を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を特定する。

- 3 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務
受領データを（個人情報をもマスク等で加工したもの。別紙1-1にある特定健診関連情報データ等でレイアウトを明示したもの）分析した上で、対象者の特徴別に5つ以上のグループに分類する。
- 4 受診勧奨対象者の決定業務
健診対象者の健診受診の予測値（受診確率）及び健康意識等による個別特徴を加味し、通知勧奨の対象人数に合わせて、（ア）受診勧奨すべき対象者を特定し、（イ）その対象者が属するグループに適した受診勧奨メッセージを作成する。これに対する甲の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。

（2）通知による受診勧奨業務

乙は（1）に定めるデータ分析の結果を基に、次のとおり受診勧奨を実施する。

- 1 対象者
甲が対象として合意した者
- 2 通知物の内容
勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的なデザイン・メッセージとする。
- 3 通知物の印刷
甲が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した通知物を圧着形式のはがき、リーフレット、単板はがき又は封書の形式で印刷する。
- 4 通知物の宛名印字
宛名印字に関しては甲の意向により漢字又はカナ印字にて行う。乙の指定する形式の外字ファイルを提供できる場合、外字への変換を対応する。漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。この際、転居情報等は、甲が提供する情報に全て反映されているものとする。
- 5 通知物の校正
通知物の印刷内容に関して、甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。
- 6 受診勧奨対象者の最終決定
既健診受診者等の除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者を決定し、通知物の発送を行う。除外対象者の情報は、原則、発送日の約2週間前までに甲が乙へ提供する。
- 7 サンプル納品
通知物発送後速やかに、甲に対し各10部のサンプルを納品する。
甲が追加でサンプルを必要とする場合は、乙が別途有償で提供するものとする。その際は通知物の印字発送の料金から郵送料を抜いた料金とする。
- 8 各発送の詳細について

- 1 回目、3 回目の発送は1 回分の発送を2 分割し別日にて発送をする。
 - 2 回目発送は通院者の分析を実施し、情報提供が可能な対象者を絞り情報提供の勧奨を行うものとする。
- 各発送回の詳細を以下に記載する。

【第1 回目発送】

(1) レイアウト

受託事業者は、市の意向、要望等を聴取の上、発送対象者をセグメント分けし、セグメント毎にレイアウト案を作成し、市に提示(実際の提示は、契約締結後)する。レイアウト作成に当たっては、以下の点に注意すること。

- 1 受託者は、デザイン及びレイアウトの企画において、ユニバーサルデザイン及びカラーマネジメントの理解をもって作成すること。また、市民の目に留まりやすいよう配慮や工夫を行うこと。
- 2 原案は、市による校正を2 回以上受けること。
- 3 本原案は、市の承諾をもって完成とすること。校正を最低2 回行った上印刷、宛名印字及び必要があれば圧着加工等を施す。完成した勧奨通知は検査終了後、郵便局への局出しを行う。

(2) 対象者及び発注部数

年度当初に市が健康診査受診券を一斉発送した4 0 歳以上7 4 歳以下の佐久市国民健康保険加入者のうち、可能な範囲で当該年度の6 月から8 月の受診者を除いた未受診者を母数とし、実際の送付対象者の決定は提案による。

発送通数:最大1 1, 0 0 0 件を想定

- 1 市から提供できるデータは、(別紙1-1)甲が乙に提供するデータ等とおり。
- 2 納期は令和8 年9 月初旬予定

【第2 回目発送】

(1) 受託事業者は、市の意向、要望等を聴取の上、レイアウト作成に当たっては、1 回目と同様、以下の点に注意すること。

- 1 受託者は、デザイン及びレイアウトの企画において、ユニバーサルデザイン及びカラーマネジメントの理解をもって作成すること。また、市民の目に留まりやすいよう配慮や工夫を行うこと。
- 2 原案は、市による校正を2 回以上受けること。
- 3 本原案は、市の承諾をもって完成とすること。

(2) 対象者及び発注部数

年度当初に市が健康診査受診券を一斉発送した4 0 歳以上7 4 歳以下の佐久市国民健康保険加入者のうち、通院状況の分析から、情報提供が可能な対象者で可能な範囲で当該年度の6 月から9 月の受診者を除いた未受診者を母数とし、実際の送付対象者の決定は提案による。

発送通数:最大5 0 0 件を想定

- 1 市から提供できるデータは、(別紙1-1)甲が乙に提供するデータ等のとおり。
- 2 納期は令和8年10月下旬予定

【 第3回目発送 】

(1) 受託事業者は、市の意向、要望等を聴取の上、レイアウト作成に当たっては、1回目と同様、以下の点に注意すること。

- 1 受託者は、デザイン及びレイアウトの企画において、ユニバーサルデザイン及びカラーマネジメントの理解をもって作成すること。また、市民の目に留まりやすいよう配慮や工夫を行うこと。
- 2 原案は、市による校正を2回以上受けること。
- 3 本原案は、市の承諾をもって完成とすること。

(2) 対象者及び発注部数

年度当初に市が健康診査受診券を一斉発送した40歳以上74歳以下の佐久市国民健康保険加入者のうち、通院状況の分析から、情報提供が可能な対象者で可能な範囲で当該年度の6月から12月の受診者を除いた未受診者を母数とし、実際の送付対象者の決定は提案による。

発送通数:最大10,000件を想定

- 1 市から提供できるデータは、(別紙1-1)甲が乙に提供するデータ等のとおり。
- 2 納期は令和8年12月初旬予定

(3) その他の勸奨業務

(1) (2) 以外の勸奨業務は以下のとおりとする。

- 1 通院中未受診者分析業務
別紙1-2に定めるとおりとする。
- 2 AIを活用した自治体用勸奨用リストの作成
AIを活用し、発送対象者ごとの受診確率や反応確率から受診勸奨優先度を分析・算出のうえ、優先順位リストを作成する。項目として(①ID、②被保険者証番号③漢字指名、④カナ氏名、⑤性別、⑥年齢、⑦優先順位付け番号、⑧郵便番号、⑨住所、⑩送付した資材のデザイン種類)
- 3 SNS等を活用した勸奨方法について。

(4) 効果検証

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勸奨事業実施による受診率の変化等(全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率を年間及び月別の集計を含む。)の統計情報等を作成の上効果検証を実施し、その結果を甲に対し報告を行う。

効果検証などを基に、次年度以降に実施すべき受診勸奨業務に有効と考えられる施策について、甲に提案を行う。

(5) 支援業務

乙は、本業務の円滑な実施に資する範囲において、甲が行うデータ抽出作業や補助金申請等に関し、必要に応じて技術的・助言的な支援を行うことができるものとする。なお、当該支援の実施内容や範囲については、甲と乙との協議により定めるものとする。

6 受託者の責務

本業務の遂行にあたり、甲と緊密に連絡をとりながら、良質なサービスを継続して提供していくべきことを十分に認識し、次の事項に留意して受託業務を円滑に処理するよう、万全を期すこと。

(1) 信用失墜行為の禁止

信用を失墜する行為をしないこと。

(2) 秘密の厳守

業務上知り得た情報を第三者に漏洩しないこと。また、契約の解除後及び契約期間終了後も同様とすること。

(3) 個人情報の保護

「佐久市情報セキュリティポリシー」に基づき、作業等を実施すること。また、個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報保護法及び本業務委託の別紙1-3、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(4) 再委託

乙は甲に対して書面による許可申請を行うこと。

(5) 法令等の遵守

乙は、本業務の実施にあたり、関係する法令、国・県の指針及び甲の定める規程等を遵守しなければならない。

(6) 業務内容の適正な履行

乙は、本業務を善良なる管理者の注意をもって、誠実かつ確実に履行しなければならない。

(7) 事故・問題発生時の報告義務

乙は、本業務の遂行にあたり、事故、トラブル又は業務の継続に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに甲へ報告し、指示を受けるものとする。

(8) 業務内容の報告・説明責任

乙は、甲から求めがあった場合、本業務の実施状況や成果等について、資料の提出又は説明を行うものとする。

(9) 権利義務の譲渡禁止

乙は、本業務に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

7 特記事項

業務仕様書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定める。

別紙 1-1

甲が乙に提供するデータ等

甲は、別紙 1「業務仕様書」の定めに従い、実施する事業に応じて以下のデータを乙に提供する。なお、任意で実施する事業ごとに必要なデータの種類・抽出期間については、該当事業の仕様書を参照すること。

1 委託業務の開始に当たって提供するもの

(1) 特定健診関連情報データ

(ア) 特定健診・特定保健指導受診歴データ

- ・ FKAC165／ファイル形式：CSV 過去 4 年度分（前年度分を含まない）
- ・ FKAC167／ファイル形式：CSV 過去 5 年度分（前年度分を含む）

(イ) 特定健診対象者データ

各年度の当初時点(4月1日)で、その年度内の健診対象全員のデータを含むもの。

- ・ FKAC161 又は FKAC173 など／ファイル形式：CSV 当年度を含む 3 年度分

※上記が抽出できない場合、もしくは上記が実際の勧奨対象者と乖離がある

場合、甲乙要相談した上で、提供することとする（ファイル形式：Excel、CSV）

(2) 被保険者情報データ（必須）

被保険者管理台帳（KDB 帳票 p26_006）／ファイル形式：CSV

(3) 印刷・発送関連データ（必須）

(ア) 宛名印字用データ

- ・ 宛名データ／ファイル形式：Excel, CSV

※文字コードは原則 Shift-JIS、もしくは UTF-8 とし、フォントは MS 明朝とする。

※個人識別番号（1. (1) の必須データに含まれる番号と同一のもの）、郵便番号、住所、住所方書、漢字氏名、カタカナ氏名が含まれること。

(イ) 外字ファイル／ファイル形式：TTE, EUF

(ウ) 宛名印字箇所レイアウト／ファイル形式：Excel

※宛名データのうち印字に使用する箇所を、乙の定める様式に従い提供するものとする。

(4) 資材作成用データ（必須）

(ア) 健診情報管理データ／ファイル形式：Excel

※資材に印字する健診情報について乙の定める様式に従い提供するものとする。

(イ) 市町村章データ／ファイル形式：JPEG

※印刷に耐えうる解像度とする。

- 2 通知物の発送の都度提供するもの
発送対象者リスト作成用データ（必須）
 - ・除外データ／ファイル形式：Excel, CSV
 - ※発送対象から除外対象者について、発送の都度乙の定める様式に従い提供するものとする。

- 3 期末報告前に提供するもの
報告書作成用データ（必須）
 - ・受診結果データ／ファイル形式：Excel, CSV 当年度を含む3年度分
 - ※受診者の個人番号、受診年月日（8ケタ）、受診区分フラグの3列を含むものとする。

- 4 その他
その他業務実施の上で必要なデータ
業務を実施する上で、本紙に定めのないデータが必要になった場合、甲、乙にて協議の上、提供する。

通院中未受診者分析業務仕様書

1 甲が行う業務

(1) 関係データ等の提供

委託業務に使用するため、下記のデータを乙に提供する。

- ・ 医科レセプト (21_RECDEINFO_MED.CSV) / ファイル形式: CSV※
- ・ 特定健診結果等情報作成抽出 (受診券情報) ファイル_FKAC161 又は特定健診結果等情報作成抽出 (受診券情報) ファイル (セット券) FKAC173
- ・ 被保険者管理台帳 (KDB 帳票 p26_006) / ファイル形式: CSV
※上記データの提供が不可の場合は下記のデータを乙に提供する。
- ・ 国保データベース (KDB) 突合データ / ファイル形式: CSV
(KDB 被保険者台帳、医療レセプト管理、医療傷病名、医療摘要)
- ・ 医療機関コード及び対象医療機関名リスト / ファイル形式: 不問

(2) 各データの抽出期間

各データの抽出期間は以下に定める通りとする。

- ・ データ提供時点で最新の審査月から過去1年分
- ・ 過去1年度分
- ・ 提供時に最新のもの

2 乙が行う業務

(1) データ分析及びリスト作成業務

- (1) 1の各種データのほか、本契約に基づき甲から提供を受けたデータを活用し、当年度の特定健康診査の対象であり、かつ医科のレセプト電算コード情報がある患者を把握することを目的として、特定健診を実施する医療機関ごとにリストを作成する。
- (2) 1の各種データのほか、本契約に基づき甲から提供を受けたデータを活用し、当年度の特定健康診査の対象であり、当年度の特定健康診査の結果データとして活用しうる診療情報を有する治療中の患者を把握することを目的として、以下の「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き (第4.2版)」の定める「基本的な健診の項目」及び、「オ その他項目」に定める項目に該当する以下の診療行為コードを有する対象者を抽出し、リストを作成する。

I 肝機能検査

- ・ アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST (GOT))
- ・ アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT (GPT))
- ・ ガンマグルタミルトランスフェラーゼ (γ -GT)

II 血中脂質検査

- ・空腹時中性脂肪（血清トリグリセライド）の量、やむを得ない場合は随時中性脂肪の量
- ・高比重リポ蛋白コレステロール（HDL コレステロール）の量
- ・低比重リポ蛋白コレステロール（LDL コレステロール）の量

III 血糖検査

- ・空腹時血糖又はヘモグロビン A1c（HbA1c）、やむを得ない場合は随時血糖

IV 尿検査

- ・尿中の糖及び蛋白の有無

V その他検査項目

- ・血清尿酸検査
- ・血清クレアチニン検査
- ・アルブミン検査
- ・貧血検査
- ・心電図検査
- ・外来診療フラグ
- ・生活習慣病管理料フラグ
- ・糖尿病傷病名フラグ
- ・高血圧傷病名フラグ
- ・脂質異常症傷病名フラグ

（2）報告及びその他業務

2（1）に定めるデータ分析及びリスト作成業務の結果について、甲に対し報告する。また、成果物として、2（1）の分析データ（CSV もしくは Excel 形式）を納品する。

3 契約締結後のスケジュール

甲乙協議の上、決定する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人情報保護に関する法令及びガイドライン(以下「個人情報保護法令等」という。)に従って、個人情報を適正に取り扱わなければならない。なお、本個人情報取扱特記事項と本契約における他の規定の定めと異なる場合には、本個人情報取扱特記事項の定めを優先する。また、本個人情報取扱特記事項は、この契約が終了し、又は解除された後においても適用する。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を第三者(業務の実施に当たって知る必要のある自己の役職員を除く。以下同じとする。)に漏らしてはならない。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報保護法令等に従って行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報をこの契約に基づく利用及びその業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(統計情報等)

第5条 乙は個人が識別できないよう加工した情報(統計情報(甲の受診率等を含むがこれに限らない。)やシステム数値等)を乙の業務の改善、製品開発、新規事業等に利用(複製、複写、改変、第三者への提供を含む。)することができる。

(適正管理)

第6条 乙は、この契約による業務の実施により知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等をこの契約に基づく利用及びその業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて複写し、又は複製してはならない。

(再委託)

第8条 乙は、書面(電子メール等の電磁的方法を含む。)により事前に甲の承諾を得た場合に限り、委託業務のため合理的に必要な範囲内で、個人情報の取り扱いを第三者に再委託することができる。乙は、再委託先に対して、本個人情報取扱特記事項において乙が負うのと同様以上の義務を課し、再委託先による個人情報の取り扱いについて甲に対して責任を負うものとする。

(資料等の廃棄)

第9条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報(乙が自ら収集した個人情報を除く。)が記録された資料または媒体等を、この契約終了後6ヶ月以内に廃棄(第三者へ廃棄を委託する場合を含む。)するものとする。ただし、乙は、甲からの追加業務への対応等のために必要と判断した場合、当該期間経過後も必要かつ合理的な期間、当該資料または媒体等を保持及び利用する。この場合であっても、甲が廃棄を指示した場合、乙は直ちに当該資料または媒体等を廃棄する。

(従事者への周知)

第10条 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について乙の業務時間中、乙の通常業務に支障をきたさないよう合理的に配慮した上で、随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第12条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。